

今後の公共施設のあり方について —多様性を考慮して—

小樽開発建設部 施設整備課 ○小坂 直己
澤田 祥臣

SDGsの機運が高まる中、様々な人（障がい者、難病者、LGBTQ+（性的マイノリティー））が公共施設について不便を感じているのではないかとこの視点から社会情勢を見据えた公共施設の整備が必要になると考える。本報では、その中から特にトイレについて、今後の公共施設のあり方について考察する。

キーワード：ユニバーサルデザイン、バリアフリー

1. はじめに

SDGsの機運の高まりにより、『誰一人取り残さない』という理念のもと、普段何気なく使っているものについて考慮すべきものがあるのではないかと思い考察する。特にLGBTQ+（性的マイノリティー）の人たちが公共施設を使用するときに不便を感じているのではないかとこのところを中心に考察する。

2. 多様性の例

表 - 1 多様性の例

割り当てられた性	容姿	気持ち
男性	男性	男性
	男性	女性
	女性	男性
	女性	女性
	性別にとらわれない	
女性	女性	女性
	女性	男性
	男性	女性
	男性	男性
	性別にとらわれない	

3. 現在の公共施設のトイレについて

「トイレの数が法律で定められている」
労働安全衛生法（以下労安法という）、同規則 6 2 8 条

- 一 男性用と女性用に区別すること。
- 二 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。
- 三 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。
- 四 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。

上記の法律から職場のトイレは、男性用と女性用のトイレを設けた上で、同時に働く労働者数によって一定の個数を確保することが定められている。

これについて、2021年12月1日改正が行われた。

・男性用と女性用のトイレを設けた上で、独立個室型のトイレ（ ）を設けたときは、1個につき男女それぞれ10人ずつ減することができる。

・少人数（同時に働く労働者が常時10人以内）の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などに限り、独立個室型のトイレで足りると改正された。

（ 独立個室型のトイレ：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成されるトイレで、いわゆる「トイレブースの様な上下が開放されているものではなく、個室として間仕切りがされている一般住宅のトイレ」のような形式のもの。）

昨年12月の改定であるため、これから整備される施設に適用される。

4. 世界のトイレ事情

スウェーデンでは、共同で使用することが当たり前にな

っており、法律上は性別に関係無く職員15人につき1個の便房を設ける、というものしかない。実際に1つの空間にオールジェンダートイレ複数+女性用トイレ1か所+男性用トイレ1か所という整備がされている例が多い。これは全ての人が快適に使用でき、さらに男性用が使いたい、女性用が使いたいというニーズを取り残さないという配慮によるものであると考えられる。



写真-1 スウェーデンのオールジェンダートイレ
個室が複数あり、手洗いが分散された配置。



写真-2 オールジェンダートイレのサイン例

5. 共用化について

どのような状況の人でも使用できるようにトイレを共用することができれば『誰一人取り残さない』を実践することができるか。多様なニーズを叶える形で整備すると、面積、コストなどが増えるので難しい状況になると考える。そのような状況でどこまで対応するか考察する。

例えばトランスジェンダーにおいて、男女別サインと容姿が異なる場合、誤解される場合があり、視線にストレスを感じているという。性別にとらわれない、決めてない、あえて決めないという人は、男女別サインの付いたトイレを使用するのは押し付けられたようになり、ストレスを感じるかもしれない。現在、病院や薬局などではオストメイトや車椅子対応設備、チャイルドシート等が備えられた、誰もが利用できるユニバーサルデザイントイレ（以後UDトイレ）が数カ所あるのみという場所

も増えている。飛行機や鉄道、小規模な飲食店等では1か所のトイレを性別に関係無く利用しているケースも多い。これらにストレスを感じにくいことを考えると、なんとなく植え付けられた男女の区分であり、サインを設けないなど、簡単な整備で解消できるヒントになりえる。例えば従来の小便器は「スタンドアップ」、大便器は「シットダウン」などのサインに変更することでオールジェンダーがストレスなく使えるのではないかと考える。

6. 整備目標

次にどのようなものを整備すれば良いか考察する。利用者の多様性に配慮し、様々なニーズをカバーできる仕様、設備が理想と考えるが、前に述べたように面積、コスト増の問題がある。そこで使用する人が自分に合った仕様を選択する形が良いと考える。

どの仕様も個室で整備しその中に手洗いを設置することでプライバシーや安全性を確保できるようにする。

「小便器+手洗い」

「洋風大便器+手洗い」

「便器+機能（着替え台）」

「車いすで入れる」

「オストメイトがある」

などオールジェンダー+機能、体が不自由な人も使用できる仕様も合わせて整備する。



写真-3 オールジェンダートイレ個室



写真 - 4 東京都のみんなのトイレの例



写真 - 5 オストメイト、車椅子対応トイレ（UDトイレ）

様々な形状、仕様のトイレを整備することそれぞれにあったものを選択し押し付けられるイメージ、周りからの視線を気にすることなく使用できる。

トイレの男女分けがなくなることで、オールジェンダー、体に不自由がある人など誰もが使用できる施設となる。また、老人を介護している人が使いやすくなることが考えられる。例えば、年長いた親を子供が介護している場合に親と子が異性の場合、現在はUDトイレを使用するか家に帰るしかなかったが、共通になれば気にせず使用できるようになる。また災害時などでも男女どちらかに片寄って混雑することなく、オールジェンダーが平等に使用できる。

7. 検討例

前述の内容を踏まえ、当職が勤務する庁舎において、オールジェンダートイレ（独立個室型トイレ）を整備すると仮定し、検討した結果をまとめる。

女性職員数の多い2Fフロアを検討材料として女性職員数、男性職員数を調査した。

表 - 2 職員数

	人数
女性	21
男性	48
合計	69

まず既存庁舎の状態を把握するため、改正前労案法基準で便房数を算出する。

図 - 1 現状トイレ平面図

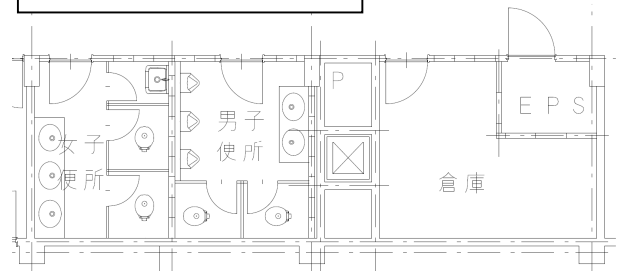


表 - 3 改正前 便房数算出

旧		庁舎 2F
一.	男女区別した便所を設ける	OK
二.	男大便器 1 個 ／ 60 人	$48 / 60 = 1$ 個
三.	男小便器 1 個 ／ 30 人	$48 / 30 = 2$ 個
四.	女便房 1 個 ／ 20 人	$21 / 20 = 2$ 個
	現況	男大 2、男小 3、女 2

改正前の労安法で便房数を算出した結果、基準をクリアしていた。

改正後の基準でオールジェンダートイレ（以後AGトイレ）を整備した場合において、便房数を算出する。改正後基準においては、「男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型トイレ1個につき男女それぞれ10人ずつ減ずることができる」とある。

それを踏まえ、2パターンの整備計画を作成した。

プランAとして既存の男女トイレ+隣接する倉庫を含めて改修し、男女別トイレ各1個、独立個室型トイレ5個（AGトイレ4+UDトイレ1）を設ける。

プランBは既存の男女トイレのみを改修し、男女別トイレ各1個、男子小便房1個、独立個室型トイレ2個（AGトイレ2）を設ける。

図 - 2 プランA

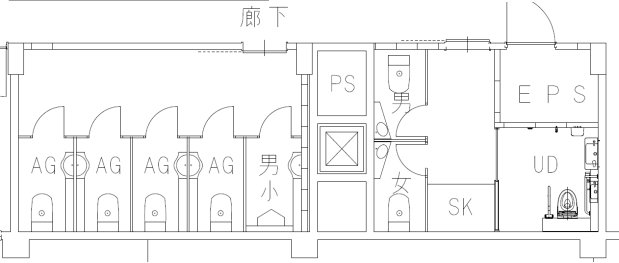


表 - 4 改正後 便房数算出

【既存男女トイレ+倉庫を改修】
AGトイレ4個、UDトイレ1個（独立個室型トイレ計5個）、男女別トイレ各1個、男子小便房1個

新		庁舎2F
独立個室（AG+UD）	1個につき それぞれ+10人	5個整備
一.	男女区別した便所を設ける	OK
二.	男大便房1個/ 60+50人	$48 / 110 = 1$ 個
三.	男小便房1個/ 30+50人	$48 / 80 = 1$ 個
四.	女便房1個/ 20+50人	$21 / 70 = 1$ 個
	整備後	AG4、UD1 男大1、男小1、女1

図 - 3 プランB

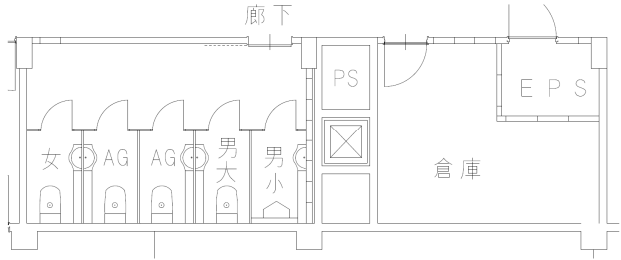


表 - 5 改正後 便房数算出

【既存男女トイレのみ改修】
男女別トイレ各1個、男子小便房1個、独立個室型トイレ2個整備

新		庁舎2F
独立個室（AG）	1個につき それぞれ+10人	2個整備
一.	男女区別した便所を設ける	OK
二.	男大便器1個/ 60+20人	$48 / 80 = 1$ 個
三.	男小便器1個/ 30+20人	$48 / 50 = 1$ 個
四.	女便房1個/ 20+20人	$21 / 40 = 1$ 個
	整備後	AG2、男大1 男小1、女1

いずれも基準個数をクリアすることができているが、改正後基準においても、オールジェンダートイレの整備個数に関係無く、男大便器1、男小便器1、女便房1個ずつが必要となることがわかった。

8. 今後の課題

労安法の基準については整備すべき最低限の個数となるため、快適な環境とするためには各個室数をどのように算定して整備するのか。整備数の基になる計算方法など課題がある。現在は、割り当てられた性別と自認している性別に相違があっても言い出しにくい状況のため、年月が進み偏見が無くなっていくと性別にとらわれない人が多くなり時代に合わせた計算式の確立が必要になる。環境が大きく変わることから幅広い世代のユーザーが適応できるかの課題もある。

また、男女共同使用のため、犯罪対策も必要になる。

盗撮機械を取付できないように壁、床の仕上げ材の検討、照明器具の位置、換気口の位置などハード面の気遣いも必要になる。このような犯罪行為は年月が進むことで、共用トイレが当たり前になり、犯罪行為がなくなれば良いと考える。

9. まとめ

誰もが使えるトイレとしては全てを個室にするのが効率的と考えるが建物面積やコストが増になる。今後の公共施設整備において、SDGSの『誰一人取り残さない』という理念の実現を考慮すると、費用が増えるから整備できないというのは理由にはならない。窓口業務が多い官公庁施設など率先して整備するべきと考える。

現在はスタンダードとなった多目的トイレの存在が私たちにもたらした影響を考えると、多目的トイレに入った経験がきっかけで、オストメイトや車いすの方のニーズについて知った人は多いのではないか。これは、「障害」や「自分と違いを持つ人たち」について考えてみよう、などと教科書や道徳の授業で教育するよりも、自然に学べた事例ではないだろうか。誰もが利用する公共施設の整備から多様性の理解にアプローチしていくことは大きな効果が期待できると考える。

参考文献

- 1)BIZ LIXIL：スウェーデン、ストックホルム-男女共用を可能にする国民性 森山茜著 https://www.biz-lixil.com/column/urban_development/pt_report008/
- 2)TOKYO TOILET：西原一丁目公園トイレ